



島根県報

平成30年3月23日（金）

第2,990号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 (廃棄物対策課) 2

保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の (子ども・子育て支援課) 3

委託の解除

保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の (") 3

委託

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) 3

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 4

【公 告】

収去飼料の試験結果の概要 (畜 産 課) 4

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 5

【特定調達公告】

平成30年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等 (道 路 維 持 課) 5

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (下 水 道 推 進 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

公共的施設及び特定公共的施設の対象となる施設に介護医療院を追加することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の7中「介護老人保健施設」の次に「又は同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告**示**

島根県告示第167号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の区域を指定区域として指定するので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 区 域	埋立地の区分
松江市東持田町字常熊523番の一部、524番1の一部、東持田町字常熊池谷1502番1の一部、1504番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
松江市玉湯町林1446番の一部、1946番55の一部、1946番56の一部	政令第13条の2第1号
浜田市三階町61番2、61番4、62番3、63番1、64番、65番、66番1、66番3、2333番、2335番1	政令第13条の2第1号
浜田市三階町234番1の一部、234番2、234番3の一部、235番1の一部、235番2、237番1の一部、237番2、237番3、2224番2の一部、2257番2の一部、2257番3の一部	政令第13条の2第1号
浜田市三隅町三隅1491番1、1493番1、1653番	政令第13条の2第1号
益田市津田町1628番1、1630番1、1632番1、1634番1	政令第13条の2第1号
益田市美都町小原1600番1の一部	政令第13条の2第1号
安来市赤江町字新武嶺3415番3の一部、3415番4の一部、3415番5の一	政令第13条の2第1号

部、3415番6の一部、3415番7の一部、3415番8の一部、3415番14の一部	
仁多郡奥出雲町横田1539番5	政令第13条の2第1号
邑智郡川本町大字川下2986番2の一部、2986番4の一部、2986番5の一部	政令第13条の2第1号
鹿足郡吉賀町田野原1036番1の一部	政令第13条の2第1号
鹿足郡吉賀町七日市637番1、638番1、638番3、643番、644番1、644番3、649番1	政令第13条の2第1号
隠岐郡隠岐の島町栄町956番、957番1、957番2、958番、963番、971番、972番、973番、974番の一部、978番、979番、980番、981番の一部、983番の一部、984番1、984番2、984番3、985番1、985番2、985番3、1013番1、1013番2、1013番3、1014番、1034番2の一部、1034番3の一部	政令第13条の2第1号

島根県告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都千代田区麹町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成30年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成30年4月1日から東京都千代田区麹町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第170号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町下古和乙47、乙48、364、364内1、366、367、368、377、378、434、434-1、440、440内1、441、453-2、505、506、509内1、847、1261、1262-1、1262内1、1263、1264、1276、1278、1305-4、1311、1318-2、1343-3、1382-1、1472

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町下古和乙47、847、1472、364・367・368・378・453-2・1318-2・1382-1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町下古和1395-3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

島根県訓令第2号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第29条第1項中「職員は」を「職員（松江保健所に勤務する職員を除く。）は」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成29年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	その他の検査(水分: %)	
島根県飯石郡飯南町 AST飼料合理化センター	同左	11号	平成29年11月	15.3	3.5	5.0	8.8	1.28	0.69	12.3	
		AST肥育	平成29年11月	11.8	4.0	3.6	2.2	0.16	0.37	13.4	
島根県大田市 新生飼料株式会社 山陰工場	同左	アミノビーフ	平成29年11月	10.2	4.2	5.5	2.4	0.11	0.28	44.1	
		みらいビーフ	平成29年11月	9.1	3.5	5.5	2.4	0.09	0.28	39.2	

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年2月28日に終了した旨島根県土木部河川課長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（航空レーザ）

2 作業期間

平成27年12月3日から平成30年2月28日まで

3 作業地域

県内全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- (2) 除雪ドーザ（14t級、サイドアングリングプラウ）、1台、県央県土整備事務所
- (3) 除雪ドーザ（11t級、サイドアングリングプラウ）、1台、益田県土整備事務所
- (4) 除雪ドーザ（11t級、マルチプラウ）、1台、松江県土整備事務所
- (5) 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級、4×4）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成30年2月21日

4 落札者の氏名及び住所

1(1)及び(5)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(2)及び(3)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

1(4)：オーケーリース株式会社 代表取締役 森山 次夫 島根県出雲市長浜町457番地15

5 落札金額

1(1)：44,766,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

1(2)：19,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

1(3)：17,064,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

1(4)：16,918,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

1(5)：18,327,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年1月30日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

平成30年3月7日

4 落札者の氏名及び住所

カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地

5 落札金額

3,207,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年11月28日